

○ 前の遺言を撤回する遺言

遺 言 書

遺言者東山太郎は、平成〇〇年〇〇年〇〇日付自筆証書遺言で、次の財産を長男東山一郎に相続させる旨遺言したが、前記遺言の全部を撤回する。

1. 所 在 〇〇市〇〇町〇丁目
地 番 〇番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇. 〇〇平方メートル
2. 所 在 同所同番地
家屋番号 〇番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 〇〇〇. 〇〇平方メートル
3. 〇〇銀行〇〇支店 定期預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎Ⓔ

※ 作成の要点

- ・ 遺言を作成した後、遺言の効力発生時（遺言者が死亡した時）までに、遺言者の意思が変わった場合に、遺言の全部または一部を撤回することを、遺言の撤回といいます。
- ・ 遺言は一度作ったとしても、遺言者の生存中は、いつでも何度でも自由に撤回できます。それは、遺言は、遺言者の最終意思の反映だからです。
- ・ 撤回の意思表示の方法は、遺言の方式に従って行なう必要があります。内容証明郵便等では撤回できません。つまり、前にした遺言を撤回するときにも、また改めて遺言を作成して「撤回する」ということを書かなければならない、ということです。